

<研究ノート>

新 RDA に関する管見

古川 肇

RDA のベータ版サイトは 2020 年 12 月 15 日を以て公式版 (Official RDA Toolkit) へ移行し、ベータ版と原 RDA (2010 年に公刊され 2017 年に凍結されたテキストを指す) との並存状態は解消した。2016 年から 2020 年まで実施された 3R Project (RDA Restructure and Redesign Project) の成果である公式版は、ベータ版当初から原 RDA と表現形式を一変させた。1908 年刊行のいわゆる英米合同規則以来、英語圏の標準目録規則で百年以上続いた条文形式が姿を消したのである。ただしこの新しい形式が今後定着するか一時的な試行に終わるかは分からない。

さらにこれに盛られた内容も大きく変改され、筆者には部分の理解が進むにつれ全体の把握は遠いとの思いが強くなる一方である。5 年間という短期間でのプロジェクトによるこのような激変には驚くほかなく、プロジェクト発足以前から水面下で構想が進行していたのではと推測したくなる。

筆者はこれまで目録規則に関して、全体を包括的に理解し終えてから論述を始めるよう心掛けて来たが、今回に限りそれは容易に実現しそうもないので、若干の部分をほぼ理解度の高さの順で個別に取り上げることとした。なおベータ版に関する旧 2 拙文を踏まえている¹⁾。

さて、RDA が更新資料であるからには絶えず変更が生じ得るため、最新テキストを厳密には「2020 年版」とよぶのは不適と思われるものの、内容が同年に抜本的に改訂されたことは歴然としているので、タイトルでは「新 RDA」とよび本文では「RDA2020」と記すこととした。

1. 主部の構成

RDA2020 の主部である ENTITIESG の部において、13 実体の各ページの構成の骨格は常に以下のとおりである。

Definition and Scope

Prerecording

Minimum description

Effective description

Entity boundary

Recording

Recording an unstructured description

Recording a structured description

Recording an identifier

Recording an IRI

Elements

このうち、Entity boundary はベータ版時代には現われなかった項目であり、どのような場合に特定の实体を新たなインスタンスと判断して記録すべきかを規定した部分である。筆者は、この趣旨からしてこれを Prerecording の冒頭に置き、次いで記録の詳細度に関わる Minimum と Effective との 2 つの description を配置すべきだったと考える。

なお、全实体 (nomen を除く) の Prerecording において、Minimum description へ入る前の部分には、共通して次の 4 センテンスが含まれている。

- Describe an instance of an entity by recording a *metadata description set* that consists of one or more *metadata statements* using one or more elements assigned to the entity.
- An element may be used more than once.
- Use one or more of the recording methods to identify or label an entity.
- Use one recording method to provide an appellation or IRI of an entity as a value of a relationship element.

ENTITIES において各エレメント (2020 年末現在の総数は 3013 という) も独立のページをもち、当該ページの構成の基本は以下のとおりと見られる。

Definition and Scope

Element Reference

IRI

Domain

Range

Alternate labels

Prerecording

Recording

Recording an unstructured description

Recording a structured description

Recording an identifier

Recording an IRI

Related Elements

Broader

Narrower

Inverse

実体とも共通しているが、エレメント相互の階層（広狭）が常に強く意識されていることが特徴である（Related Elements における Broader と Narrower を参照）。上位を element supertype、下位を element subtype とよぶ。

2. string encoding scheme (SES)

string encoding scheme(SES)と vocabulary encoding scheme(VES)という 2 用語が存在し、これらは語形の上では一対だが、規則内での扱いは全く異なる。VES は表現種別などの統制語彙を列挙したリストとして、ベータ版に RESOURCES のメニューの中に登場し、そのまま RDA2020 に移行しているが、SES は RESOURCES に見られない。だが、ENTITIES の本文においては、例えば著作の 1 関連エレメント（後述）である、著作に対する典拠形アクセス・ポイントの規定中に、“Construct an access point by applying a *string encoding scheme* to the values of one or more other elements.”（イタリックは原文のまま）とあるように、頻繁に出現する。

また RESOURCES 内の用語集(Glossary)には以下の定義が与えられている。

A set of string values and an associated set of rules that describe a mapping between that set of strings and a value of an element.

この定義は難解だが、用語集内でこの語へ向けて syntax encoding scheme から、を見よ参照が発せられていることによって思い合わされるのは、原 RDA に次の 2 つの付録が存在した事実である。

D. Record Syntaxes for Descriptive Data

E. Record Syntaxes for Access Point Control

両者の実質は ISBD・MARC 21・AACR2 と原 RDA とのマッピングであり、原 RDA が範囲を意味的側面（セマンティックス）に特化し構文的側面（シンタックス）を排除することを方針としつつも、なおカタログにシンタックスに関する参考資料として掲載したものと考えられる。RDA2020 は一歩進めて原 RDA の付録を引き継ぐ RESOURCES からさえシンタックスを排除したのであり、今や目録作成機関は、それぞれに RDA の外部から SES に相当するルールを採用するか、自らそれを作成しなければならなくなったわけである。

ところで、改訂組織 RDA Steering Committee の委員長のプレゼンテーションを閲覧すると、SES について次の説明があった。「より伝統的な目録法用語の文脈では (In more traditional cataloging terms)、SES は、アクセス・ポイントについて記録すべき何の情報をもどの順序でどの句読法を伴って如何に構成するか、および版、シリーズ、出版事項などについての「表示」を如何に構成するかに関するものである。この決定は目録の伝統や実務によって変わり得る²⁾。」

またこのプレゼンテーションは、上掲の SES の定義中の字句を次のように言い換えて理解を助けている。

| | |
|-------------------------|------------------------------------|
| set of string values | = textual character string(s) |
| associated set of rules | = instructions |
| mapping | = matching |
| value of an element | = a representation of that element |

3. 属性エレメントと関連エレメント

RDA2020 の最も顕著な特色の一つは、原 RDA に初めて登場した関連の位置づけが、大きく変化したことである。具体的には、関連識別子 (原 RDA 付録 I~L) が各実体のエレメントに組み込まれ、各実体において、その全エレメントは属性エレメント (attribute element) と関連エレメント (relationship element) とに二分されるとともに (数的には後者が全体の 75% を占めるといふ)、後者には順逆の一对が必ず設定された (Related Elements における Inverse を参照)。例えば、原 RDA において、資料と個人・家族・団体との間の、関連指示子のリストであった付録 I 中の author が、RDA2020 で次のように展開されている。

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| author agent | author agent of |
| author collective agent | author collective agent of |
| author corporate body | author corporate body of |
| author family | author family of |
| author person | author person of |

さらに、かつては属性であった date of birth、date of publication など多数が新設の実体である「時間間隔」との間の関連エレメントとして、また place of conference、place of publication などが旧来の「場所」との間の関連エレメントとして再把握された。さらにエレメントの範囲外であったアクセス・ポイントが、新設の「nomen」との間の関連エレメントに位置づけられた。

ツールキットとしては、2段階のスクリーニング機能がある。即ち、属性エレメントと関

連エレメントとのスクリーニング、および後者内での関連先実体別のスクリーニングである。全体に非カテゴリー化が顕著な RDA2020 にあって両者は画然と区別されている。

次に、**subject** が著作の属性エレメントとされたことが注目される。ただし主題が実体そのものである場合は関連エレメントである (**subject work** など)。また逐次刊行物が逐次著作 (**serial work**) と再把握されたのに伴って体現形から著作へ移行した **frequency** と **ISSN** のうち、前者が属性エレメントであるのに対し、後者は **nomen** と結びつく関連エレメントである。なお、ベータ版時代に **RESOURCES** の部にあった **relationship matrix** が廃止され、関連の全体を展望する手がかりがなくなったのは残念であり、**GUIDANCES** 中で **relationship** について解説がほしいところである。

4. 変形関連 (transformation relationship)

標記は RDA2020 中の用語ではなく、『図書館参照モデル』でのそれである。

RDA2020 の著作の 1 関連エレメントとして **transformation** があり、この下位エレメントに次の 4 種がある。**transformation by audience**, **transformation by genre**, **transformation by policy**, **transformation by style**.

これは『図書館参照モデル』の実体の詳細定義における、「一般に、かなりの独立した知的・芸術的活動が表現形の製作に関与しているとき、その成果は、原著作に対して変形関連 (**transformation relationship**) をもつ新しい著作とみなされる³⁾。」に基づいている。『書誌レコードの機能要件』と『図書館参照モデル』が **transformation** で一貫しているのに対し原 RDA では **derivative** (派生) だったのが、ここに来て一致させたわけである。それにしても今の筆者は **policy** が何を意味するか理解できないが、**transformation by policy** の定義中に **editorial policy** とあるのが、手掛かりとなるかも知れない。

5. 体現形表示

体現形表示 (**manifestation statement**) には “**manifestation**” から始まる名称の 13 の下位エレメントが存在するが、当惑させられることに、そのうち 10 までにそれぞれ紛らわしい名称のエレメントが、体現形に関して存在する (文末別表を参照)。

筆者にとって今のところ明らかなのは、体現形表示の下位エレメントが非構造記述のみ可能であるのに対し、類似名称のエレメントが、非構造記述のほかにも構造記述も可能なことだけである。

6. 集合体現形

GUIDANCES の部の、**Aggregates** という項の **Describing an aggregate** という節の冒頭には、“It is not necessary to record” で始まる次の三つの文章があり、読む者に奇異との思いを与え消極的との印象を与える。

- ・集合体現形によって具体化される全ての表現形または著作を記録する必要はない。
- ・もし集合化表現形または集合化著作が記録されるならば、集められるいかなる表現形や著作をも記録する必要はない。
- ・もし集められる表現形または著作の少なくとも一つが記録されるならば、集合化表現形または集合化著作を記録する必要はない。

筆者は、形態が独立せず構成部分にとどまる体現形が、従来たかだか内容細目として記録されるだけで、独立の記録の対象とされず典拠コントロールの対象にもされずに、結果としてその背後にある著作が隠蔽されてしまうことが、現代の目録実務の最大の欠陥と考えて来た。しかしながら、それとともに全著作の顕在化を図ろうとすれば、その作業量が非現実的なまでに膨大に上るであろうことも大きな気掛かりだった⁴⁾。この根本的な解決はカタログガの増員による迅速化や分担・集中目録作業による効率化であるにしても、やはり目録作成機関ごとの記録作成自体の抑制が不可避である。

集合体現形にはコレクション型(collection aggregate)、増補型(augmentation a.)、並列型(parallel a.)の3種があるが、著作の顕在化の必須度はこの順になると思われる。いずれにしても、目録作成機関は利用者から納得が得られる優先順位を定めて記録することが求められ、そのためには各型の実態を分析する作業が必要である。

7. 典拠形アクセス・ポイント

原 RDA では、体現形・個別資料に対する典拠形アクセス・ポイントの形に関する規定は保留されていたものの、これら以外の典拠形アクセス・ポイントは全て実体の優先名称（または優先タイトル）を主体に構築する。これに対して、RDA2020 では「基礎典拠形アクセス・ポイント(base authorized access point)」という用語が登場した。ところがこれが用語集には見えないので定義が分からない。優先名称（または優先タイトル）より広い概念と推測される。

ともあれ、関連する各ページ（画面）から基礎典拠形アクセス・ポイントを構築するルールを抜粋しまとめて列挙すると次のようである（原文では、各文章の前に全て **OPTION** が冠されている）。

- ・著作に対する基礎典拠形アクセス・ポイント
基礎アクセス・ポイントを構築する(form)ために著作の優先タイトルの値を使用する。
- ・表現形に対する基礎典拠形アクセス・ポイント
基礎アクセス・ポイントを構築するために表現形の優先タイトルの値を使用する。
基礎アクセス・ポイントを構築するために、表現形によって実現される当該著作に対する典拠形アクセス・ポイントの値を使用する。
- ・体現形に対する基礎典拠形アクセス・ポイント

基礎アクセス・ポイントを構築するために本タイトルの値を使用する。

- ・個別資料に対する基礎典拠形アクセス・ポイント

基礎アクセス・ポイントを構築するために個別資料の優先タイトルの値を使用する。

筆者には目下これを理解できる状態になく解説も論評も不可能なので、ここでは抜粋だけにとどめる。なお、今まで筆者は、著作から個別資料までの典拠形アクセス・ポイントは、全て著作に対する優先タイトルを基本とし、それへエレメントを付加し続けるものと考えて来たので⁵⁾、上掲とは大きく相違する。

別表

| | |
|--|--|
| manifestation copyright statement | —copyright date |
| manifestation distribution statement | —distribution statement |
| manifestation edition statement | —edition statement |
| manifestation identifier statement | —identifier for manifestation |
| manifestation manufacture statement | —manufacture statement |
| manifestation production statement | —production statement |
| manifestation publication statement | —publication statement |
| manifestation regional encoding statement | —regional encoding |
| manifestation series statement | —series statement |
| manifestation title and responsibility statement | —statement of responsibility, title of manifestation |

注

- 1) 古川肇「次期 RDA への始動ー基本構造および aggregate についてー」『資料組織化研究-e』73, 2018.11. p.1-13 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11377898> (最新アクセス日: 2021/9/24)、「次期 RDA の安定化」『資料組織化研究-e』74, 2019.11. p.1-14 <http://techser.info/wp-content/uploads/2019/11/74-201911-1.pdf> (最新アクセス日: 2021/9/24)
- 2) Glennan, Kathy. String Encoding Schemes: Community Choice in RDA. 2020.5. slide3. PowerPoint Presentation (rda-rsc.org) <http://www.rda-rsc.org/sites/all/files/Glennan-SES-OpCo-2020.pdf> (最新アクセス日: 2021/9/24)
- 3) Riva, Pat 等著 和中幹雄等訳『IFLA 図書館参照モデルー書誌情報の概念モデルー』2019 p.19.
- 4) 古川肇「構成部分の記述ー将来の目録ー」『整理技術研究集録』1, 1993.3. p.9. <http://josoken.digick.jp/pub/shuroku1hurukawa.pdf> (最新アクセス日: 2021/9/24)

- 5) 古川肇「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの諸問題」『資料組織化研究-e』64, 2013.4. p.10-11.
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8804330_po_579.pdf?contentNo=1&alternativeNo=
(最新アクセス日: 2021/9/24)

【訂正】旧拙論「次期 RDA の安定化」(『資料組織化研究-e』74) の 8 ページにおいて、data provenance に関し、「今日まで常に分散し続けて来た情報源に関する規定が集中されたことは、目録規則史上、画期的な事態である。」と記した箇所は、事実誤認であり削除する。

(ふるかわ はじめ)

2021 年 10 月 10 日受理